

令和元年 第 1 5 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和元年 8 月 1 3 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千葉	孝
教育長職務代理者	古巻	勲
委員	上野	操
委員	蓮沼	千秋
委員	石井	正治

事務局	教育推進課長事務取扱		
	教育委員会事務局参事	柴田	靖弘
	学務課長	田島	勉
	指導室長兼教育研究所長	近津	勉
	学校施設担当課長	石塚	修
	統括指導主事	傳田	学

書記	教育委員会事務局		
	教育推進課庶務係長	岡田	隆史
	同 主査	志村	一彦

千葉教育長	<p>開会時刻 午後1時</p> <p>ただいまから、令和元年第15回教育委員会定例会を開催します。 本日は、2名の方から傍聴のお申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人入室〕</p>
教 育 長	<p>日程第1、署名委員を決定します。上野委員と蓮沼委員にお願いします。 続いて、日程第2、議案の審議にまいります。 はじめに、第31号議案、江戸川区登録文化財の保持団体の認定解除及び登録解除についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
柴田教育推進 課長事務取扱 教育委員会事 務局参事	<p>第31号議案、江戸川区登録文化財の保持団体の認定解除及び登録解除についてでございます。お手元に告示(案)を、横判でご用意させていただいております。江戸川区文化財保護条例第5条第4項の規定に基づきまして、別表の江戸川区登録文化財の保持団体の認定及び登録の解除についてでございます。</p> <p>別表にお示ししてございます。登録番号130番。名称は、無形民俗文化財・風俗慣習新堀の念仏講でございます。保持団体は、念仏講。伝承地は新堀1-21-14。保持団体の認定解除及び登録解除の理由としては、保持団体が解散したという届け出をいただきましたので、ここで解除をさせていただくということでございます。</p> <p>ちなみに、こちらの念仏講でございますが、昭和62年2月25日に区の無形民俗文化財の登録ということで認定したものでございます。保持団体の構成メンバーの高齢化に伴って、今後が苦しいということでございましたので、今回解除という提案をさせていただいたものでございます。</p> <p>第31号議案については以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの件につきまして、何か、ご質問、ご意見ございますでしょうか。</p>

教 育 長	<p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>他になければ、第31号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
教 育 長	<p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、そのとおり決定いたします。</p> <p>次に、第32号議案、江戸川区文化財の登録及び指定についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>第32号議案、江戸川区文化財の登録及び指定について（諮問）でございます。お手元に文化財保護審議会に対する諮問文、それから、この候補の諮問理由一覧という横判を1枚お配りしてございます。</p> <p>縦判に書いてございますが、諮問文の案でございます。別紙第1号から第3号議案を江戸川区文化財として登録または指定することについて、ご審議くださるよう、江戸川区文化財保護条例第25条の規定により諮問しますということで、審議会会長に対しまして、教育長より諮問することでございます。裏面をごらんいただきますと、別紙として第1号議案から3号議案までの案件をお示ししてございます。</p> <p>それでは、横判の諮問の理由についてごらんいただければと思います。まず、1点目でございますが、有形文化財・絵画という種別でございます。名称は、池田孤村筆画軸です。池田孤村が書いたとされる筆画軸でございます。数量は15点。こちらの所有者はいずれも大雲寺でございます。概要をごらんいただければと思います。池田孤村は越後水原出身の画家で、江戸琳派の祖酒井抱一の高弟のひとりでございます。孤村とも自署しております。既指定のような草花図を得意としたようですが、少ない作品のテーマや作風は多彩で、水墨画にも長じていました。現在は慶応4年没とされ、当時、本所にあった大雲寺に葬られました。今回の15点は既指定・登録文化財の2軸が市村羽左衛門家から寄贈されて以来、先々代住職のころから購入されてきた画軸でございます。既に2点について指定、登録の文化財となっておりますが、そのほかの15点が今回登録指定ということで所有者が了承するというので、今は調査しているということでございます。諮問の理由でございますが、池田孤村は同門の鈴木其一に比べて作品数が少なく、その来歴も不明な点が多い画家です。国内だけでなく、海外の美術館の作品も幾つか知られていますが、彼の作品がまとまって存在することは絵画史上でも注目されま</p>

す。区指定・登録文化財の2軸とともに、孤村の有数の作品群として貴重だ
というものでございます。

この指定の現物の写真がございましたので、皆さんにご回覧いただければと
思います。今、江戸琳派が400年ということでもかなり注目をされている中
で、この池田孤村の作品も、海外の美術館でも注目されていることが、実は
日本の美術界からも今回、冊子で紹介されたということで注目を集め始めて
ございます。今、15点の軸があると思いますが、江戸琳派の祖であります
本阿弥光悦から第3期の方ということでは言われている方でございます。大雲
寺はもともと本所にあったということで、そこで御所として池田孤村がこの
大雲寺に葬られたと。今は、瑞江、一之江名主屋敷の近くです。あちらの大
雲寺には、歌舞伎役者の方々の墓石があるということで、私どもの文化財の
指定にもなっている大雲寺さんが所有をされていたというものでございま
す。既に美術界では、冊子で紹介されるということで調査は済んでおります
ので、孤村が書いたということは間違いのないという評価をいただいているも
のでございます。これまでも所有されてきたことは承知しておりましたが、
江戸川区の文化財指定について、所有者の方々からの承諾がなかなか得られ
ないということが、これまで指定されてこなかった理由でございます。今回、
その冊子にも紹介されたということで、ほぼ公開されたというようなことで
今回、この調査に同意をいただいて、諮問もして、これからまた調査をして
いきたいということでございます。

続きまして、2点目でございます。

有形民俗文化財の民俗資料でございます。こちらは上今井の富士講用具及
び関係資料というものであります。39点によるもので、所有者は江戸川の
三丁目の本澤元子さんでございます。概要でございますが、既に指定した富
士講「割菱八行講」の枝講であります、上今井の富士講の用具と関連資料で
す。この講は、大正9年に発足して割菱八行講上今井支部となり、上今井御
日並講と称しましたが、現在は講の形態は消滅しています。ただし、この割
菱八行講の行事にあわせて元先達の本澤家と町会から代表が参加している
ということでございます。諮問の理由ですけれども、区内に存在する唯一の富
士講「割菱八行講」の枝講の用具でございます。活動は途絶えています
が、子孫によって一括して保存されてきた用具はよく整っており、かつての活
動を伝え、また現在も継続する「割菱八行講」の活動を理解する上にも貴重
だという理由でございます。

ちなみに、28年に割菱八行講の下鎌田の講については指定をさせていただ
いたものでございまして、その枝講ということでございます。文化財の

	<p>ほうでは、郷土資料室によって、受講の紹介をさせていただく企画展を行いましたけれども、そのときにもこの所有者から用具をお借りして展示させていただいたというものでございます。このたび、この用具についても指定を行いたいというものでございます。</p> <p>続きまして、3点目でございます。</p> <p>有形民俗文化財の民俗資料ということでございまして、こちらは二之江神社の金杉藤吉力銘石でございます。所有者は二之江神社になっております。概要でございます。二之江神社入口の鳥居を入れてすぐ左側の植え込みにあります。「さし石」とあって、「金杉藤吉」と刻まれています。金杉藤吉は、本名、山口藤吉といい、慶応3年12月生まれ。港区芝金杉で海運業を営んでいました。体は小さいが力持ちで知られ、各地の力くらべに参加し、力石を奉納しています。近世末から近代に広く行われた力比べの用具として貴重だということが諮問の理由でございます。こちらにつきましても刻印が刻まれているという点で貴重なものであり、この後、保存していくためにも今回指定をさせていただきたいというものでございます。</p> <p>以上、3点につきまして、教育委員会として、文化財保護審議会に諮問することでの案文でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの件、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。</p>
上 野 委 員	<p>結局、これは教育委員会教育長から保護審議会のほうへ諮問をすると。その諮問をすることについて、教育委員会に諮るということですね。そうすると、この諮問の結果、同意するというような答申がかえってきたら、そのまま認めるということになるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>文化財保護審議会は、審議会の中でそれぞれ部門別に部会がございます。教育委員会からこうした諮問を送った後で、その部会の構成員の方々に調査をお願いすることになります。来年の年末までに答申をまとめるということで調査した結果を、また教育委員会にお諮りするという流れになります。</p>
古 卷 委 員	<p>見通しとしては、いつごろの答申になるのでしょうか。大分かかりますか。</p>
教育推進課長	<p>文化財保護審議会は、2年度にわたって委嘱していくメンバーで構成されております。初年度につきましては、5月から始まりまして、まず、諮問す</p>

	<p>る案件について、これまで調査していただけてきました。その上で諮問を今回提出させていただいております。これからそれぞれ諮問が教育長からなされた時点でそれぞれの部会で調査して、そして市民部会の中で指定、それから登録に値するものかどうかを審議した上で、審議会の2年目の夏過ぎまでには結果、答申案をまとめるというようなことをごさいます。ですので、来年の秋から冬に向かって、来年の年末まで答申案をまとめて、教育長あてにその答申案が示されるスケジュールでございます。</p>
上野委員	<p>そうすると、諮問してもらうことで調査が始まり、はっきりしてくるということですね。</p>
教育推進課長	<p>今回の件は、先ほども申しあげましたけれども、美術界のほうで絵画の専門家の既に調査が終わっていて間違いないものであるということです。その前提のもとで、我々としては早く公開していただきたいという思いがありました。ただ、所有者の方々からはそういう意向がありませんでしたので、これまで実現してきませんでしたけれども、今回の15点については、このような形で調査をしてもいいという承諾を得て、これから調査をさせていただきます。これは指定・登録しますと、我々も保存に関して支援していくこととなりますが、公開していただくことが前提となりますので、所有者の方にとって公開をよしとするかどうかということも判断することになろうかと思ひます。15点が15点、全て調査した上で、指定できるかどうかをこれから所有者の方とも交渉して、そういう判断をいただくことになっております。</p>
上野委員	<p>その交渉というのは、公開していいかどうかという、それは審議会のほうでやるんですか。こちらが直接行うのですか。</p>
教育推進課長	<p>一応、調査の段階でその意向を確認させていただくと。その上で指定可能ということで答申に上がってくるということになります。</p>
上野委員	<p>わかりました。</p>
石井委員	<p>3点目なのですが、神社にお参りに行きますと、力石がごろごろ置かれているようなのをよく見ます。質問が三つありまして、一つ目は二之江神社にはほかの力石もあるのでしょうかという点をお聞きしたいです。二つ目は、力石は、金杉藤吉さんが奉納したということなのですが、そう</p>

	<p>すると、必ず何貫目ということがあわせて掘られているはずですが。この奉納した力石の重さを教えてください。これが2点目です。3点目は、金杉さんはわざわざ二之江まで今の港区から出張ということは、あちらこちらに行っていると思われるのですけれども、この方がどんなあちらこちらに行かれているか、おわかりになる範囲で結構ですので、教えてください。</p>
教育推進課長	<p>まず、1点目でございます。ここの二之江の神社の境内に3基ほどございます。ただ、刻銘をされているのはこの一つということでございます。実は、区内には力石が結構あります。</p>
石井委員	<p>そうですね。小冊子にもまとまっていますね。</p>
教育推進課長	<p>先日の企画展で、小さいものもありましたけれども、数としてはあるんですが、名前が刻印をされているということが一つでございます。それから、重さについては、特に刻印が確認できていません。</p> <p>それと3点目ですけれども、この方も有名な方で、成田詣の記録があり、そのころは小名木川から新川を經由して船で成田まで行っていたということです。成田詣をしていた途中、二之江神社で力比べが開催されていて、その大会に参加したということだそうです。それで、その石を奉納したという経緯があるということでございます。実は、文化財保護審議会の鷹野会長のお父様がこの金杉藤吉さんのご子息から直接お話を聞いたそうです。この審議会の今の会長さんもお父様からそういう話を聞いたということでもあります。</p> <p>藤吉の名を刻んだ力石自体は港区ですとか江東区、それから川崎市でも見られているということでございます。今回、調査対象としては、境内のほかにも二つほどあるのですが、そちらの調査も行おうと思ったのですが、やはり刻印されているものはこの1点でございましたので、この1点を対象にしたということでございます。</p>
石井委員	<p>勝手な推理なのですがけれども、三つの石の中で、どの石が一番重いのでしょうか。何となく、その三つを順番に持ち上げて行って、最後の一番重いのは藤吉さんだけが持ち上げられた、「ほら見ろ、俺は力強いんだぞ」ということで刻印を打ったと。あとの二つはこんな軽いのなんかいいよと放っておいたのではないですかね。だから、刻印があるものが一番重いのではないかなんていうふうに今ふっと感じたのですけれども、余計なことすみません。</p>

教育推進課長	<p>実際、力石は、実はなくなってしまうケースが多いのです。こういう刻印されたようなものはせめて残したいということで、今回、あげさせていただいているということでございます。</p>
教 育 長	<p>他になければ、第32号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、そのとおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>はじめに、教育委員会後援名義の使用承認についての報告をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>教育委員会後援名義の使用承認について、教育推進課から1件の報告をさせていただきます。行事名は、第47回江戸川区吹奏楽連盟定期演奏会、申請者は、江戸川区吹奏楽連盟、理事長です。今回で教育委員会の後援名義は42回目、同様に江戸川区の後援名義の申請もされております。事業目的ですが、区内における吹奏楽の振興、音楽文化の向上を目指し、区内吹奏楽団体が一堂に会しての演奏会を行う。また、2020オリンピック・パラリンピックを控え、オリンピック関連曲を合同で演奏することで、その機運を盛り上げるということでございます。</p> <p>実施日時は、9月15日（日）13時から。総合文化センター大ホールを予定して、一般区民を対象に行われます。経費の徴収は入場無料ということで、特にございませぬ。お手元には今回の企画書とともに、参考として昨年度のパフレットの一部を写しでお配りしてございます。昨年度の裏面をごらんいただきますと、プログラムが載ってございますけれども、参加をしている中学校などのご紹介でございます。今年は47回目の申請でございます。報告は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。</p>
上 野 委 員	<p>これは年に2回やるとか3回やるとかということはないのですか。</p>
教育推進課長	<p>定期演奏会としては、こちらで毎年1回。もう一つ、この団体が後援名義を申請されるのは、ソロアンサンブルフェスティバルというものが毎年2月に開催されます。</p>

上野委員	<p>そうすると、少なくとも42年前からやっているということですよ。すごく伝統があるんですね。それとこの団体ですけれども、主催者の区内吹奏楽連盟は、あるいは年齢というようなことも出てきますけれども、それだけ継続すると、何か組織としてきちんとしたものがあるのではないかと思います。その辺はどうなのですか。</p>
教育推進課長	<p>江戸川区の音楽協会にももちろん加盟されておりますけれども、こちらは本当に吹奏楽だけをやられている連盟ということで、またその音楽協会の中の一つの団体として活動をされているということでございます。ソロアンサンブルもそうですけれども、区内の中学校の吹奏楽部も参加しているような団体でございます。</p>
石井委員	<p>演奏される団体の選び方、あるいは、応募のされ方ということでお伺いしたいのですが、まず優秀団体は招待をするということなのですかけれども、そのほかの団体は、申し込みをされるということですよ。どこかでセレクションはかかるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>お聞きしているところでは、特にセレクションということではなくて、吹奏楽連盟さんに所属をされているということでございまして、特に中学校の方々が、大きくウェイトを占めているかなと思います。団体さんとしては、やっぱり広げていきたいという活動の趣旨でございます。</p>
石井委員	<p>ありがとうございます。</p>
蓮沼委員	<p>中学校でも合同で演奏会、練習会とかやったりするわけですが、そういったときに、この吹奏楽連盟の大人の方々が当日来てくださったりしますので、それも励みになり、江戸川区の中学校の吹奏楽もレベルアップしています。夏のコンクールも真っ最中ですがけれども、結構、金賞や銀賞をとったり、江戸川区の子どもたちも頑張っていると。そういった活動もその一つですね。励みになる、力になるものかなと思っています。</p>
教育長	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>次に、教職員の人事についての報告にまいります。この報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密</p>

<p>教 育 長</p>	<p>会で審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p> <p>賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。</p> <p>傍聴の方は退出をお願いいたします。なお、秘密会終了後の再入室は可能となりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人退室〕</p> <p style="text-align: center;">〔秘密会〕</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人再入室〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>続いて、いじめ電話相談についての報告をお願いします。</p>
<p>近津教育研究所長</p>	<p>それでは、私から先月7月分の教育研究所にございました、いじめ電話相談につきまして、ご報告申し上げます。資料をごらんください。</p> <p>電話相談は1件でございます。内容は中学3年生女子からのもので、言葉、その他によるいじめとのことございました。架電者は当該生徒の父親でございます。</p> <p>内容でございますが、当該女子生徒が所属していた部活動内での人間関係のトラブルから、学校を欠席しがちな状態が続いたということでのご相談でございました。本件については、8月に入ってから両親ともに校長と相談して、現在、その状況を見守っている段階でございます。その校長との面談の際の父親の主張としては、部活動内でのトラブルについて、学校としていじめと認定するかどうかということ。2点目が2学期以降、同様に登校できるかどうか心配であり、その際、どのような支援をしていただけるのかということ。3点目については、今後、3年生で受験もありますので、それも含めてどのように対応していったらいいかというようなことでのご相談でございます。現在は、保護者と学校等が今後について詳細に連絡を取り合うというところでございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ありがとうございます。</p>

	<p>ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。</p>
石井委員	<p>中学3年生ということで、普通に考えますと、そろそろ部活は終わるのかなと思うのですけれども、この生徒が属しているクラブは、部は、まだ活動はされているということでしょうか。</p>
教育研究所長	<p>このトラブル自体が発生したのは6月ごろということでございまして、相談があった7月現在で、ちょうど3年生の部活の引退という時期ではございました。したがって、3年生につきましては、現在、部活は引退してございます。</p>
石井委員	<p>多分、中学3年生の同学年の別な子だというふうに思われるのですけれども、その相手、一人か複数かはわからないのですけれども、同じクラスの子というのもいるのでしょうか。</p>
教育研究所長	<p>部活内の、複数の学年にわたっての生徒との対応でございまして、同じクラスの生徒についても当然いる状況ではございます。したがって、保護者も2学期以降、なかなか教室に入れたいのではないかと懸念を抱いているところでございます。</p>
石井委員	<p>言葉につっかかって、すみません。「当然」というのは、それはクラス数が少ない学校ということでしょうか。</p>
教育研究所長	<p>特段の意図はございません。</p>
上野委員	<p>これはお父さんからの電話ですね。直接、お父さんから聞いているのかどうかは別として、お父さんからの雰囲気、その背景について何か特別なものは感じられましたか。</p>
教育研究所長	<p>本人は、母親にはよく相談をしていたようでございまして、学校に行きにくいという状況を父親が知るに至って、父親がこれは大変だということで、今回の相談ということになったということでございます。</p>
上野委員	<p>では、お母さんも知っている。</p>

教育研究所長	はい。
蓮 沼 委 員	<p>まだまだ全国各地でいじめによる自殺が後をたたない状況で、教育委員会も第三者委員会を立ち上げているということもあるわけですがけれども、江戸川区も2週間もしないうちにまた2学期が始まるわけです。また、今まで統計的にもこの8月から9月ということで実際に残念な自殺ということも起きています。休み明けということも含めて江戸川区はとても丁寧にきめ細かくやっていますけれども、比較的不登校傾向になったお子さんや、いじめでそういった電話相談してきたお子さん等含めて、もっとさらに突っ込んだ形で対応していただければと思います。</p>
古 卷 委 員	<p>先ほど、上野委員からのお話の関連なのですが、私はずっと思っていました、今までの例から見ても、普通は母親からの電話が多いように思います。それで、推測の域を出ないのですがけれども、いろいろ事情があったとしても、父親からの電話というのは、これまであまり上がってきたことがないように感じています。ちょうど夏休みの期間でもありますし、これは私の個人的な思いですがけれども、本人、中学3年生の女の子にとっては大変大事な時期にこれから差し掛かっていきます。この両親におかれましても、非常に丁寧な対応を学校側、あるいは、両親ともよく連携をとりながら、ご対応をいただいで、一日も早くいい方向になるように、努力をお願いしたいと思います。</p>
教 育 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>以上をもちまして、令和元年第15回教育委員会定例会を終了します。</p> <p>閉会時刻 午後2時19分</p>